



和歌山労働局発表
平成25年11月14日

担 当	和歌山労働局 労働基準部 賃金室長 根岸喜博 賃金係長 肱岡孝之 電話 073-488-1152
--------	---

産業別最低賃金、鉄鋼業13円、 百貨店、総合スーパー7円引き上げ

和歌山労働局長(榎葉 伸一)は、和歌山県鉄鋼業最低賃金及び和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金について、下記のとおり決定した。

今後、和歌山労働局においては、改正後の最低賃金について、官報公示を行って県内の事業場はもとより広く県民に周知を図ることとする。

記

	鉄鋼業	百貨店，総合スーパー
時間額	8 1 8 円	7 5 4 円
引上額	1 3 円	7 円
引上率	1.61 %	0.94 %
効力発生年月日	平成 25 年 12 月 30 日	平成 25 年 12 月 30 日

産業別最低賃金が適用される労働者の範囲

○鉄鋼業最低賃金

和歌山県の地域内で鉄鋼業（鉄素型材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

ただし(1)18歳未満又は65歳以上の者(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(3)清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者は和歌山県最低賃金が適用されません。

○百貨店、総合スーパー最低賃金

和歌山県の地域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

ただし(1)18歳未満又は65歳以上の者(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者は和歌山県最低賃金が適用されます。

※ 和歌山県最低賃金は、時間額701円です。

産業別最低賃金額の推移

和歌山県鉄鋼業最低賃金

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
時間額	782円	785円	793円	799円	805円
引上額	13円	3円	8円	6円	6円
引上率	1.69%	0.38%	1.02%	0.76%	0.75%

和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
時間額	738円	739円	741円	743円	747円
引上額	6円	1円	2円	2円	4円
引上率	0.81%	0.14%	0.27%	0.27%	0.54%

(引き上げ率の%表示は小数点第3位で四捨五入しているもの。)

産業別最低賃金改正決定までの概要について

